

令和2年4月17日

保護者各位

佐賀清和中学校・高等学校  
校長 土井 研 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の  
対象地域が全国に拡大されたことによる臨時休業について

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育振興にご理解とご協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、4月16日に政府の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象が全国に拡大されました。

つきましては、佐賀清和中学校、高等学校では、以下のように臨時休業の措置を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 4月20日(月)～5月6日(水)の期間を臨時休業とします。
- 休業期間中の5月6日(水)まで、部活動は中止とします。
- 女子寮は休業最終日の5月6日(水)から宿泊できますが、食事の提供は学校が再開する5月7日(木)の朝食から開始します。
  
- ※ 感染拡大を防ぐために、不要不急の外出は控えるように要請されています。臨時休業は感染拡大を防止するための措置であることから、基本的に自宅学習に努めて過ごすようにしてください。
- ※ 自宅学習の課題は、来週中に連絡・指示または発送する予定です。
- ※ 5月7日(木)以降の登校再開は、感染拡大の状況等により変更する可能性があります。休業延長などの変更の有無は、緊急メール配信とホームページにてお知らせします。
- ※ 自宅においても、咳エチケット、手洗いなどの感染症予防を心がけてください。
- ※ 休業期間中に生徒諸君が感染症を患った場合は、必ず学校にご連絡ください。また、学校から生徒諸君の健康状態等について確認の電話を入れることがありますのでご了承ください。

皆様のご健康と新型コロナウイルス感染拡大の早期の収束、そして生徒たちが生き生きと諸活動を再開できるようにと心から願っています。